

○栗国村発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領

平成 29 年 6 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、栗国村が発注する建設工事に於いて実施する地方自治法第 234 条第 1 項の規定による一般競争入札に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施工計画審査型 特に高度な施工技術を要する工事をいう。
- (2) 事前審査型 入札参加資格の審査を入札前に全ての申請者について行い、資格が確認された者による入札の結果に基づき、落札者を決定する審査方式をいう。
- (3) 事後審査型 入札参加資格の審査を開札後に、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）について行い、資格が確認された場合に落札決定する審査方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 対象工事は、原則、設計金額（消費税込み）1 千万円以上の工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が一般競争入札による競争入札が適当と判断した場合は、一般競争入札によることができるものとする。

(入札参加資格要件)

第 4 条 入札参加者は、栗国村建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程（以下「規程」という。）第 6 条第 1 項による建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、手続開始決定後、資格の再認定を受けている者。）であつて、次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 建設業法に定める建設業の許可を受けている者。
- (2) 当該工事の工種に係る経営事項審査の直近の総合評価値が一定以上であること。
- (3) 建設業法に基づく許可を得た者で、本県に建設業法に基づく主たる営業所又

は従たる営業所がある者。

- (4) 当該工事に技術者を専任で配置できる者。
- (5) 当該工事と同種工事又は同一工種の施工実績がある者。
- (6) 入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）から（事後審査型においては入札日から）当該工事の落札決定日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていない者。
- (7) 当該工事の施工計画が適正である者。
ただし、施工計画審査型に限る。
- (8) 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として公共工事からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (11) 前各号に掲げるものの他、個々の建設工事ごとに定める要件をみたす者。

2 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当する者は、入札に参加できない。ただし、同条第2項に該当する者で特に必要がある場合はこの限りでない。

（入札参加資格委員会）

第5条 契約担当者は、一般競争入札を執行しようとするときは、あらかじめ粟国村建設工事等競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）に、次の事項を諮り、意見を聞くものとする。

- (1) 資格要件
- (2) 資格確認資料作成説明会及び資料のヒアリングの必要性の有無
- (3) 申請者の資格の有無及び資格のないと認めた者への説明理由
- (4) 施工計画審査型にする場合には、その適否
- (5) 審査方式

2 資格審査委員会の組織及び運営方法は、粟国村建設工事等競争入札参加者資格審査委員会規程によるものとする。

（当該工事の資格要件の決定）

第6条 当該工事の資格要件は、資格審査委員会の意見をきいて、契約担当者が、決定するものとする。

2 主管課長は、第1号様式により一般競争入札参加資格要件等設定資料を作成し、資格委員会に提出しなければならない。

（入札参加資格の審査方式）

第6条の2 当該工事の審査方式は、資格審査委員会の意見をきいて、契約担当者が決

定するものとする。

(当該工事の公告)

第7条 主管課長は、自治令第167条の6及び栗国村財務規則第72条の規定により、第2号様式に準じて、掲示及びインターネットを利用する方法等により公告するものとする。

2 前項前段における掲示期間は、公告日から資格確認申請期限日までとする。

ただし、事後審査型においては公告日から入札期日までとする。

3 主管課長は、公告の際、インターネットを利用する方法等により、当該工事に係る設計図書の縦覧を行うものとする。

(公告及び入札説明書に対する質問及び回答)

第7条の2 申請者は、公告及び入札説明書について、質問をすることができる。

2 前項の質問は、入札期日の7日(休日を除く。)前までに書面で、当該工事を所轄する主管課長に提出しなければならない。

3 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の翌日から起算して2日以内にインターネットを利用する方法等において閲覧に供する。

(資格確認の申請)

第8条 事前審査型において当該工事の入札に参加を希望する者又は事後審査型において落札候補者とされた者は、第3号様式による一般競争入札参加資格確認申請書に必要事項を記載し、当該工事を所轄する主管課長に、申請期限までに提出しなければならない。

2 申請者から提出された資格確認資料は、申請者に返還しないものとする。

(資格確認資料作成説明会)

第9条 施工計画審査型である場合においては、主管課長は、資格審査委員会の意見を聞いて、資格確認資料作成説明会(以下「説明会」という。)を公告した日から3日以降に実施できるものとする。

(資格確認資料のヒアリング)

第10条 施工計画審査型である場合においては、主管課長は、資格審査委員会の意見を聞いて、提出された資格確認資料のヒアリングを実施することができる。

(入札参加資格の確認)

第11条 事前審査型においては、当該工事を所轄する主管課長は、提出された資格確認資料に基づき全ての申請者について入札参加資格を審査のうえ、第4号様式により一般競争入札参加資格確認申請者一覧を作成するものとする。

2 事後審査型においては、当該工事を所轄する主管課長は、開札後に落札候補者について提出された資格確認資料に基づき入札参加資格を審査のうえ、第4号様式により一般競争入札参加資格確認申請者一覧を作成するものとする。

ただし、落札候補者に入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行

った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。

- 3 主管課長は、一般競争入札参加資格確認申請者一覧について内容を確認の上、資格審査委員会に提出するものとする。
- 4 契約担当者は、資格審査委員会の意見を聞いて、資格の有無について確認を行うものとする。
- 5 入札参加資格の審査の結果、事前審査型においては全ての申請者、事後審査型においては資格審査の対象となった落札候補者について、無資格者がいない場合は、第1項から第4項までの規定に基づく一般競争入札参加資格確認申請者一覧の資格審査委員会への提出、意見聴取を省略することができる。

(確認結果の通知)

第12条 事前審査型においては、主管課長は、資格の確認結果を申請期限日から原則として15日以内に、第5号様式により理由を付して通知するものとする。

- 2 事後審査型においては、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。

ただし、資格がないと認められた者については、速やかに第5号様式により理由を付して通知するものとする。

(無資格者への理由説明)

第13条 資格がないと認められた者は、前条の通知を行った日の翌日から起算して5日以内に書面をもって主管課長に説明を求めることができる。

- 2 主管課長は、前項の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面をもって回答するものとする。

(入札の執行)

第14条 事前審査型においては、入札の執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを提出させるものとする。

- 2 当該工事については、第1回の入札に際し入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるものとする。

(入札結果の公表)

第15条 落札者の決定後、速やかに次の各号に定める事項を主管課において閲覧及びインターネットを利用する方法等により公表するものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請者
- (2) 当該入札に係る入札者名及び各入札者の各回の入札金額

(入札の無効)

第16条 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

附則

この要領は、平成29年6月20日から施行する。